議案第７号

明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和５年２月２１日提出

明石市長　　泉　　房　　穂

明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

明石市国民健康保険条例（昭和３４年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（出産育児一時金） 第11条　被保険者が、出産したときは、その世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに12,000円を加算するものとする。 ２　（略） 以　下　略	（出産育児一時金） 第11条　被保険者が、出産したときは、その世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに12,000円を加算するものとする。 ２　（略） 以　下　略

備考

１　改正部分は、下線の部分である。

２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。

３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市国民健康保険条例第１１条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、健康保険法施行令の改正に準じ、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、出産育児一時金を増額することにつき、条例の一部を改正しようとするものである。